

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
03.01	魚(生きているものに限る。)		03.01	魚(生きているものに限る。)		
0301.10)	(省略)		0301.10)	(同左)		
0301.95			0301.95			
0301.99 <u>100</u>	<u>- - その他のもの</u> <u>- - - たい</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>	<u>0301.99</u> <u>100</u>	<u>- - たい</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>	
03.04	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)		03.04	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)		
	- 生鮮のもの及び冷蔵したもの (省略)		0304.11	- 生鮮のもの及び冷蔵したもの (同左)		
0304.12	(省略)		0304.12	(同左)		
0304.19 <u>100</u>	<u>- - その他のもの</u> <u>- - - まぐろ</u>	<u>K G</u>	<u>0304.19</u> <u>100</u>	<u>- - その他のもの</u> <u>- - - まぐろ</u>	<u>K G</u>	
	<u>200</u> <u>- - - ぶり(セリオーラ属のもの)</u>	<u>K G</u>				
	<u>900</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>	<u>900</u>	<u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>	
	<u>- 冷凍したフィレ</u>			<u>- 冷凍したフィレ</u>		
0304.21	(省略)		0304.21	(同左)		
0304.22	(省略)		0304.22	(同左)		
0304.29 <u>100</u>	<u>- - その他のもの</u> <u>- - - さめ</u>	<u>K G</u>	<u>0304.29</u> <u>100</u>	<u>- - その他のもの</u> <u>- - - さめ</u>	<u>K G</u>	
	<u>200</u> <u>- - - まぐろ</u>	<u>K G</u>	<u>200</u>	<u>- - - まぐろ</u>	<u>K G</u>	
	<u>300</u> <u>- - - ぶり(セリオーラ属のもの)</u>	<u>K G</u>				
	<u>900</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>	<u>900</u>	<u>- - - その他のもの</u>	<u>K G</u>	

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
0304.91 ↓ 0304.99	- その他のもの (省略)		0304.91 ↓ 0304.99	- その他のもの (同左)		
06.02	その他の生きている植物(根を含む。)挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸		06.02	その他の生きている植物(根を含む。)挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸		
0602.10 ↓ 0602.40 0602.90	(省略) - その他のもの - - 樹木及び灌木(接ぎ木してあるかないかを問わない。) - - その他のもの	NO KG	0602.10 ↓ 0602.40 0602.90 000	(同左) - その他のもの	K G	
16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 - 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)		16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 - 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)		
1604.11 ↓ 1604.13 1604.14	(省略) - - まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお - - - 気密容器入りのもの - - - - まぐろ - - - - 油漬けのもの	KG	1604.11 ↓ 1604.13 1604.14	(同左) - - まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお - - - 気密容器入りのもの - - - - まぐろ - - - - 油漬けのもの	KG	
111			111			

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
1604.15	(削除) 119 その他もの 120 はがつお及びかつお 900 その他のもの - - さば - - 気密容器入りのもの	K G		112 1604.15	- - - - 水煮のもの 119 その他もの 120 はがつお及びかつお 900 その他のもの - - さば - - 気密容器入りのもの		K G		
1604.16	(削除) 120 水煮のもの 190 その他のもの 900 その他のもの	K G		110 1604.16	- - - - 油漬けのもの 120 水煮のもの 190 その他のもの 900 その他のもの		K G		
1604.30	(省略)			1604.30		(同左)			
16.05	甲殻類、軟体動物及び他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)			16.05	甲殻類、軟体動物及び他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)				
1605.10	<u>000</u> <u>-かに</u>	K G		1605.10 100 900	<u>-かに</u> <u>- - 気密容器入りのもの</u> <u>- - その他のもの</u>		K G		
1605.20	(省略)			1605.20		(同左)			
1605.90				1605.90					
20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)			20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)				

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
2008.11 ↓	- ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。) (省略)		2008.11 ↓	- ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。) (同左)		
2008.20			2008.20			
2008.30 000	- かんきつ類の果実	K G	2008.30 100 900	- かんきつ類の果実 - - うんしゅうみかん(気密容器入りのものに限る。) - - その他のもの	K G K G	
2008.40 ↓	(省略)		2008.40 ↓	(同左)		
2008.99			2008.99			
22.08	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		22.08	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
2208.20 ↓	(省略)		2208.20 ↓	(同左)		
2208.70			2208.70			
2208.90 100 900	- その他のもの - - しょうちゅう - - その他のもの	L L	2208.90 000	- その他のもの	L	
23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす		23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす		
2301.10	(省略)		2301.10	(同左)		

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
2301.20	- 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット - - 魚の粉、ミール及びペレット - - その他のもの	MT	MT	2301.20 000	29.36	- 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット	MT		
29.36	プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) - ビタミン及びその誘導体(混合していないものに限る。)			2936.21 ↓ (省略)	2936.28	プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) - ビタミン及びその誘導体(混合していないものに限る。)			
2936.21 ↓ 2936.28	(省略)	K G	K G	2936.29 ↓ - - その他のビタミン及びその誘導体	100 900	(同左) - - その他のビタミン及びその誘導体 - - - 葉酸及びその誘導体 - - - その他のもの	K G KG		
2936.90	(省略)			2936.90	38.08	(同左)			
38.08	殺虫剤、殺 ^そ 鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えは、硫黄を含ませた帶、しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)					殺虫剤、殺 ^そ 鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの(例えは、硫黄を含ませた帶、しん及びろうそく並びにはえ取り紙)に限る。)			

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
3808.50	(省略)		3808.50	(同左)		
3808.91	- その他のもの - - 殺虫剤 - - - 有機りん系のもの (削除) - - - その他のもの	K G	3808.91	- その他のもの - - 殺虫剤 - - - 有機りん系のもの <u>- - - 有機塩素系のもの</u> - - - その他のもの	K G	
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。)において生産される化学品及び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
3824.10 ↓	(省略)		3824.10 ↓	(同左)		
3824.83			3824.83			
<u>3824.90</u>	<u>- その他のもの</u> <u>- - 小売用の容器入りにした修正液</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>3824.90</u> <u>000</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>K G</u>	
38.25	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		38.25	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		
<u>3825.10</u>	<u>- 都市廃棄物</u> <u>- - 第16部の物品(家庭用のものに限る。)の都市廃棄物</u>		<u>3825.10</u> <u>000</u>	<u>- 都市廃棄物</u>	<u>K G</u>	
<u>110</u>	<u>- - - 第84.71項の機械のもの</u>	<u>NO</u>				
<u>120</u>	<u>- - - 第8517.12号の機器のもの</u>	<u>NO</u>				
<u>130</u>	<u>- - - 第85.28項の機器のもの</u>	<u>NO</u>				

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
3825.20 ↓ 3825.90	190 900 (省略)	K G K G		3825.20 ↓ 3825.90	(同左)				
41.01	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)		41.01		牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)				
4101.20 000	-全形の原皮(重量が1枚につき、単に乾燥したもの は8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キ ログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵そ の他の保存に適する処理をしたものは16キログラ ム以下のものに限る。)	K G	4101.20	100 900	- - なめし過程にないもの - - その他のもの	NO SM	K G KG		
4101.50	(省略)		4101.50		(同左)				
4101.90 000	-その他のもの(バット、ベンズ及びベリーを含む。)	K G	4101.90	100 900	- - なめし過程にないもの - - その他のもの	K G SM	KG KG		
41.02	羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をして		41.02		羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をして				

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
4102.10	ないものに限るものとし、毛が付いているかいかないか又はスプリットしてあるかいかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。) (省略) - 毛がついていないもの - - 酸漬けしたもの		4102.10	ないものに限るものとし、毛が付いているかいかないか又はスプリットしてあるかいかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。) (同左) - 毛がついていないもの - - 酸漬けしたもの		
<u>4102.21</u> 000	<u>- - 酸漬けしたもの</u>	K G	<u>4102.21</u>	<u>100</u> <u>900</u>	<u>- - - なめし過程にないもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - なめし過程にないもの</u> <u>- - - その他のもの</u>	K G
<u>4102.29</u> 000	<u>- - その他のもの</u>	K G	<u>4102.29</u>	<u>100</u> <u>900</u>	<u>- - - なめし過程にないもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - なめし過程にないもの</u> <u>- - - その他のもの</u>	S M K G
41.03	その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかいか又はスプリットしてあるかいかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。) - <u>爬虫類のもの</u>		41.03	その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかいか又はスプリットしてあるかいかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。) - <u>爬虫類のもの</u> - - <u>なめし過程にないもの</u> - - <u>その他のもの</u>		
<u>4103.20</u> 000	<u>- ^は爬虫類のもの</u>	K G	<u>4103.20</u>	<u>100</u> <u>900</u>	<u>- - - なめし過程にないもの</u> <u>- - - その他のもの</u>	K G
4103.30	(省略)		4103.30		(同左)	
<u>4103.90</u> 000	<u>- その他のもの</u>	K G	<u>4103.90</u>	<u>100</u> <u>900</u>	<u>- その他のもの</u> <u>- - なめし過程にないもの</u> <u>- - その他のもの</u>	K G

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
41.04	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。) - 濡潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの (省略) - - その他のもの			41.04	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。) - 濡潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの (同左) - - その他のもの - - - 床革 - - - その他のもの				
4104.11				4104.11					
4104.19	<u>000</u>			4104.19	<u>100</u>				
					900				
4104.41	- 乾燥状態(クラスト)のもの (省略)			4104.41		- 乾燥状態(クラスト)のもの (同左)			
4104.49	(省略)			4104.49		(同左)			
41.06	その他の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。) - やぎのもの (省略)			41.06	その他の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。) - やぎのもの (同左)				
4106.21				4106.21					
4106.22	(省略)			4106.22		(同左)			
	- 豚のもの					- 豚のもの			
4106.31	<u>000</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	4106.31	<u>100</u>	<u>- - 濡潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	
					900	<u>- - - 床革</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	
4106.32	<u>000</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	4106.32	<u>100</u>	<u>- - 乾燥状態(クラスト)のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	
						<u>- - - 床革</u>			

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
4106.40 ↓ 4106.92	(省略)			4106.40 ↓ 4106.92	900	- - - その他のもの (同左)	SM	KG	
41.07	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。) - 全形の革			41.07		牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。) - 全形の革			
4107.11	(省略)			4107.11		(同左)			
4107.12	(省略)			4107.12		(同左)			
4107.19 000	- - その他のもの	SM	KG	4107.19	100 900	- - その他のもの - - - 染色し、着色し又は模様付けしたもの - - - その他のもの - その他のもの(サイドを含む。)	SM	KG SM KG	
4107.91 ↓ 4107.99	(省略)			4107.91 ↓ 4107.99		(同左)			
41.13	その他の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。)			41.13		その他の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。)			
4113.10	(省略)			4113.10		(同左)			

2008 年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新					旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名		単位	
4113.20		- 豚のもの - - 染色し、着色し又は模様付けしたもの - - その他のもの	S M	K G	4113.20		- 豚のもの - - 染色し、着色し又は模様付けしたもの - - - 床革 - - - その他のもの - - その他のもの - - - 床革 - - - その他のもの	S M	K G	
	100					110			SM	K G
	900					190			SM	K G
						910			SM	K G
						990			SM	K G
4113.30		(省略)			4113.30		(同左)			
4113.90		(省略)			4113.90		(同左)			
52.05		綿糸(綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) - 单糸(コームした繊維製のものを除く。)			52.05		綿糸(綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) - 单糸(コームした繊維製のものを除く。)			
5205.11	000	- 714.29 デシテックス以上のもの(メートル式番手14以下のもの)	K G		5205.11		- 714.29 デシテックス以上のもの(メートル式番手14以下のもの)			
						100	- - - 他の繊維を交えてないもので生のもの		K G	
						900	- - - その他のもの		K G	
5205.12	000	- - 232.56 デシテックス以上714.29 デシテックス未満のもの(メートル式番手14を超える43以下のもの)	K G		5205.12		- - 232.56 デシテックス以上714.29 デシテックス未満のもの(メートル式番手14を超える43以下のもの)			
						100	- - - 他の繊維を交えてないもので生のもの		K G	
						900	- - - その他のもの		K G	
5205.13	000	- - 192.31 デシテックス以上232.56 デシテックス未満のもの(メートル式番手43を超える52以下のもの)	K G		5205.13		- - 192.31 デシテックス以上232.56 デシテックス未満のもの(メートル式番手43を超える52以下のもの)			
						100	- - - 他の繊維を交えてないもので生のもの		K G	

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
5205.14	000	- - 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(メートル式番手52を超える80以下のもの)	K G	5205.14	900 100 900	- - - その他のもの - - 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(メートル式番手52を超える80以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G		
5205.15	000	- - 125 デシテックス未満のもの(メートル式番手80を超えるもの)	K G	5205.15	100 900	- - 125 デシテックス未満のもの(メートル式番手80を超えるもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G		
5205.21	000	- 单糸 (コームした繊維製のものに限る。) - - 714.29 デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下のもの)	K G	5205.21	100 900	- 单糸 (コームした繊維製のものに限る。) - - 714.29 デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G		
5205.22	000	- - 232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの(メートル式番手14を超える43以下のもの)	K G	5205.22	100 900	- - 232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの(メートル式番手14を超える43以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G		
5205.23	000	- - 192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの(メートル式番手43を超える52以下のもの)	K G	5205.23	100 900	- - 192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの(メートル式番手43を超える52以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G		
5205.24	000	- - 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(メートル式番手52を超える80以下のもの)	K G	5205.24	100 900	- - 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(メートル式番手52を超える80以下のもの)	K G		

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
5205.26	000	- - 106.38 デシテックス以上 125 デシテックス未満のもの(メートル式番手80を超える94以下のもの)	K G	5205.26	100 900	- - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.27	000	- - 83.33 デシテックス以上 106.38 デシテックス未満のもの(メートル式番手94を超える120以下のもの)	K G	5205.27	100 900	- - - 106.38 デシテックス以上 125 デシテックス未満のもの(メートル式番手80を超える94以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.28	000	- - 83.33 デシテックス未満のもの(メートル式番手120を超えるもの) - マルチプレヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く。)	K G	5205.28	100 900	- - - 83.33 デシテックス未満のもの(メートル式番手120を超えるもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの - マルチプレヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものを除く。)	K G K G		
5205.31	000	- - 構成する単糸が714.29 デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)	K G	5205.31	100 900	- - - 構成する単糸が714.29 デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手14以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.32	000	- - 構成する単糸が232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手14を超える43以下のもの)	K G	5205.32	100	- - - 構成する単糸が232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手14を超える43以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの	K G		

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
5205.33	000	- - 構成する単糸が192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手43 を超え 52 以下のもの)	K G	5205.33	900 100 900	- - - その他のもの - - 構成する単糸が192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手43 を超え 52 以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.34	000	- - 構成する単糸が 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 52 を超え 80 以下のもの)	K G	5205.34	100 900 100 900	- - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの - - 構成する単糸が 125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 52 を超え 80 以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.35	000	- - 構成する単糸が 125 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 80 を超えるもの) - マルチプレヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものに限る。)	K G	5205.35	100 900 100 900	- - - 構成する単糸が 125 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 80 を超えるもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの - マルチプレヤーン及びケーブルヤーン(コームした繊維製のものに限る。)	K G K G		
5205.41	000	- - 構成する単糸が 714.29 デシテックス以上のもの (構成する単糸がメートル式番手 14 以下のもの)	K G	5205.41	100 900	- - - 構成する単糸が 714.29 デシテックス以上のもの (構成する単糸がメートル式番手 14 以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.42	000	- - 構成する単糸が 232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 14 を超え 43 以下のもの)	K G	5205.42	100	- - - 構成する単糸が 232.56 デシテックス以上 714.29 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手 14 を超え 43 以下のもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの	K G		

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
5205.43	000	- - 構成する単糸が192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手43を超えるもの)	K G	5205.43	900 100 900	- - - その他のもの - - 構成する単糸が192.31 デシテックス以上 232.56 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手43を超えるもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.44	000	- - 構成する単糸が125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手52を超えるもの)	K G	5205.44	100 900 100 900	- - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの - - 構成する単糸が125 デシテックス以上 192.31 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手52を超えるもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.46	000	- - 構成する単糸が106.38 デシテックス以上 125 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの)	K G	5205.46	100 900 100 900	- - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの - - 構成する単糸が106.38 デシテックス以上 125 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.47	000	- - 構成する単糸が83.33 デシテックス以上 106.38 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手94を超えるもの)	K G	5205.47	100 900 100 900	- - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの - - 構成する単糸が83.33 デシテックス以上 106.38 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手94を超えるもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		
5205.48	000	- - 構成する単糸が83.33 デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの)	K G	5205.48	100 900 100 900	- - - 構成する単糸が83.33 デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの) - - - 他の繊維を交えてないもので生のもの - - - その他のもの	K G K G		

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
55.08	縫糸(人造繊維の短纖維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。)			55.08	縫糸(人造繊維の短纖維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。)				
5508.10	- 合成纖維の短纖維のもの (削除) - - ポリエステルの短纖維のもの - - その他のもの		K G	5508.10 <u>100</u> 200 900	- 合成纖維の短纖維のもの - - ナイロンその他のポリアミドの短纖維のもの - - ポリエステルの短纖維のもの - - その他のもの		K G		
5508.20	(省略)		K G	5508.20	(同左)		K G		
56.03	不織布(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。)			56.03	不織布(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。)				
5603.11	- 人造纖維の長纖維のもの <u>の</u> - - 重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの - - - ポリエステル製のもの - - - その他のもの			5603.11 <u>100</u> 200 300 900	- 人造纖維の長纖維のもの - - 重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの の - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの - - - ポリエステル製のもの - - - ポリプロピレン製のもの - - - その他のもの		K G		
5603.12	(省略)			5603.12	(同左)				
5603.13	- - 重量が1平方メートルにつき70グラムを超える 150グラム以下のもの (削除) - - - ポリエステル製のもの - - - ポリプロピレン製のもの - - - その他のもの		K G	5603.13 <u>100</u> 200 300 900	- - 重量が1平方メートルにつき70グラムを超える 150グラム以下のもの - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの - - - ポリエステル製のもの - - - ポリプロピレン製のもの - - - その他のもの		K G		

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
5603.14	- - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの 100 - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの 200 - - - ポリエステル製のもの (削除) 900 - - - その他のもの - その他のもの	SM	K G	5603.14	- - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの 100 - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの 200 - - - ポリエステル製のもの 300 - - - ポリプロピレン製のもの 900 - - - その他のもの - その他のもの	SM	K G		
5603.91	- - 重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの (削除) 300 - - - ポリプロピレン製のもの 900 - - - その他のもの	SM	K G	5603.91	- - 重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの 100 - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの 200 - - - ポリエステル製のもの 300 - - - ポリプロピレン製のもの 900 - - - その他のもの	SM	K G		
5603.92	(省略)			5603.92	(同左)				
5603.93	- - 重量が1平方メートルにつき70グラムを超える 150グラム以下のもの 100 - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの 200 - - - ポリエステル製のもの (削除) 900 - - - その他のもの	SM	K G	5603.93	- - 重量が1平方メートルにつき70グラムを超える 150グラム以下のもの 100 - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの 200 - - - ポリエステル製のもの 300 - - - ポリプロピレン製のもの 900 - - - その他のもの	SM	K G		
5603.94	- - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超える もの 100 - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの 200 - - - ポリエステル製のもの (削除) 900 - - - その他のもの	SM	K G	5603.94	- - 重量が1平方メートルにつき150グラムを超える もの 100 - - - ナイロンその他のポリアミド製のもの 200 - - - ポリエステル製のもの 300 - - - ポリプロピレン製のもの 900 - - - その他のもの	SM	K G		

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新					旧						
統計番号	品名	単位		統計番号	品名		単位				
57.03	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)			57.03	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)						
5703.10	(省略)			5703.10	(同左)						
<u>5703.20</u>	<u>000</u> -ナイロンその他のポリアミド製のもの	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>5703.20</u>	<u>-ナイロンその他のポリアミド製のもの</u>	<u>- - タイル(表面積が0.3平方メートル以下のものに限る。)</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>			
					<u>- - その他のもの</u>		<u>SM</u>	<u>KG</u>			
5703.30	(省略)			5703.30	(同左)						
5703.90	(省略)			5703.90	(同左)						
61.05	男子用のシャツ(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.05	男子用のシャツ(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)						
6105.10	(省略)			6105.10	(同左)						
<u>6105.20</u>	<u>000</u> -人造繊維製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>6105.20</u>	<u>-人造繊維製のもの</u>	<u>- - オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>			
					<u>- - 合成繊維製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
					<u>- - 再生繊維又は半合成繊維製のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
					<u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
<u>6105.90</u>	<u>000</u> -その他の紡織用繊維製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>6105.90</u>	<u>-その他の紡織用繊維製のもの</u>	<u>- - オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>			
					<u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>				

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
61.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (省略)			61.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (同左)				
6106.10				6106.10					
6106.20	(省略)			6106.20	(同左)				
6106.90	<u>000</u> - その他の紡織用繊維製のもの	<u>NO</u>	<u>K G</u>	<u>6106.90</u>	<u>- その他の紡織用繊維製のもの</u> <u>- - ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ボロシャツその他これらに類するもの</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>	<u>NO</u>	
61.08	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) - スリップ及びペティコート			61.08	女子用のスリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) - スリップ及びペティコート				
6108.11				6108.11					
6108.19	<u>000</u> (省略) - その他の紡織用繊維製のもの	<u>NO</u>	<u>K G</u>	<u>6108.19</u>	<u>- - その他の紺織用繊維製のもの</u> <u>- - 編製のもの</u> <u>- - その他のもの</u> - ブリーフ及びパンティ	<u>NO</u>	<u>K G</u>	<u>NO</u>	
6108.21				6108.21					
6108.39	(省略)			6108.39	(同左)				
6108.91	<u>000</u> - その他のもの - 編製のもの	<u>NO</u>	<u>K G</u>	<u>6108.91</u>	<u>- その他のもの</u> <u>- - 編製のもの</u> <u>- - ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウン</u> <u>その他これらに類する製品</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>		

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧						
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位			
6108.92	000	- - 人造繊維製のもの	NO	K G	6108.92	900 100 900	- - - その他のもの - - - 人造繊維製のもの - - - ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウン その他これらに類する製品 - - - その他のもの	NO	K G	
6108.99		(省略)			6108.99	6109	(同左)			
61.09		Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.09		Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			
6109.10		(省略)			6109.10		(同左)			
6109.90	100	- 他の紡織用繊維製のもの - - 異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの	NO	K G	6109.90	110 120 190	- 他の紺織用繊維製のもの - - 異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの - - - 合成繊維製のもの - - - 再生繊維又は半合成繊維製のもの - - - その他のもの	NO	K G	
		- - その他のもの	NO	K G	910	910	- - その他のもの	NO	K G	
	990	- - - 人造繊維製のもの	NO	K G	990	990	- - - 人造繊維製のもの	NO	K G	
		- - - その他のもの	NO	K G			- - - その他のもの	NO	K G	
61.10		ジャージー、ブルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.10		ジャージー、ブルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			
		- 羊毛製又は綿混毛製のもの					- 羊毛製又は綿混毛製のもの			
6110.11	1	(省略)			6110.11	1	(同左)			
6110.19					6110.19					
6110.20	000	- 編製のもの	NO	K G	6110.20	100	- 編製のもの - - トレーナー	NO	K G	

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新					旧						
統計番号		品名	単位		統計番号		品名		単位		
6110.30	000	- 人造繊維製のもの	NO	K G	6110.30	900 100 900	- - その他のもの - 人造繊維製のもの - - トレーナー - - その他のもの		NO	K G	
6110.90		(省略)			6110.90			(同左)	NO	K G	
61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.16		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)				
6116.10		(省略)			6116.10			(同左)			
6116.91	000	- その他のもの - - 羊毛製又は織獸毛製のもの	P R	K G	6116.91	150 250	- その他のもの - - 羊毛製又は織獸毛製のもの - - - 編み上げたもの - - - 縫製したもの		P R	K G	
6116.92	000	- - 編製のもの	P R	K G	6116.92	150 250	- - 編製のもの - - - 編み上げたもの - - - 縫製したもの		P R	K G	
6116.93	000	- - 合成繊維製のもの	P R	K G	6116.93	150 250	- - 合成繊維製のもの - - - 編み上げたもの - - - 縫製したもの		P R	K G	
6116.99	000	- - その他の紡織用繊維製のもの	P R	K G	6116.99	150 250	- - その他の紡織用繊維製のもの - - - 編み上げたもの - - - 縫製したもの		P R	K G	
64.03		履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。) - スポーツ用の履物			64.03		履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。) - スポーツ用の履物				

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
6403.12	<u>000</u>	- - スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。) 及びスノーボードブーツ	P R	6403.12 <u>100</u> <u>900</u>	- - スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。) 及びスノーボードブーツ - - - 本底がゴム製のもの - - - その他のもの	P R
6403.19	<u>000</u>	- - その他のもの	P R	6403.19 <u>100</u> <u>900</u>	- - その他のもの - - - 本底がゴム製のもの - - - その他のもの	P R
6403.20		(省略)		6403.20	(同左)	
6403.40	<u>000</u>	- その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	P R	6403.40 <u>110</u> <u>190</u>	- その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。) - - 靴(本底がゴム製のものに限る。) - - その他のもの	P R
6403.51		- その他の履物(本底が革製のものに限る。)		6403.51	- その他の履物(本底が革製のものに限る。)	
6403.59		(省略)		6403.59	(同左)	
		- その他の履物			- その他の履物	
6403.91	<u>000</u>	- - くるぶしを覆うもの	P R	6403.91 <u>100</u> <u>900</u>	- - くるぶしを覆うもの - - - 本底がゴム製のもの - - - その他のもの	P R
6403.99		(省略)		6403.99	(同左)	
64.04		履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。)		64.04	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。)	
		(省略)			(同左)	
6404.19		- - その他のもの		6404.19	- - その他のもの	
	<u>100</u>	- - - 靴	P R		- - - 靴	

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
69.12	900	- - - その他のもの		P R	110 190 900	- - - 本底がゴム製のもの - - - その他のもの - - - その他のもの	P R		
6912.00		陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。） - 食卓用品（組物を含む。） - - 32個以上の組物 - - 32個未満の組物又はばら物		D Z D Z D Z	K G K G K G	69.12 6912.00 110 191 192	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品（磁器製のものを除く。） - 食卓用品（組物を含む。） - - 喫茶用のもの - - その他のもの - - - 32個以上の組物 - - - 32個未満の組物又はばら物	D Z D Z D Z D Z D Z	
71.17	200	- 台所用品	D Z	K G	200	- 台所用品	D Z	K G	
	900	- その他のもの		K G	900	- その他のもの		K G	
7117.11		身辺用模造細貨類 - 卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。） (省略)			7117.17	身辺用模造細貨類 - 卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。） (同 左)			
7117.19		(省略)			7117.19	(同 左)			
7117.90	000	- その他のもの	K G	7117.90	200 900	- その他のもの - - 模造真珠製のもの - - その他のもの	D Z	K G	
84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るもの			84.15	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るもの			

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
8415.10	とし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。) - 窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。) - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) - - その他のもの		8415.10 000	とし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。) - 窓又は壁に取り付けるもの(一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。)		NO
100		NO				
900	(省略)	NO	8415.20 8415.90	(同左)		
8415.20						
8415.90						
84.18	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第84.15項のエアコンディショナーを除く。)		84.18	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第84.15項のエアコンディショナーを除く。)		
8418.10	- 冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。) - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) - - その他のもの		8418.10 000	- 冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。)		NO KG
100		NO KG				
900	- 家庭用冷蔵庫 - - 圧縮式のもの	NO KG		- 家庭用冷蔵庫 - - 圧縮式のもの		
8418.21	- - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) - - - その他のもの	NO KG	8418.21 000	- - - その他のもの		NO KG
100						
900						
8418.29	- - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) - - - その他のもの	NO KG	8418.29 000	- - - その他のもの		NO KG
100						

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新					旧						
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位			
8418.30 ↓ 8418.99	900	く。) - - - その他のもの (省略)	NO NO	KG KG	8418.30 ↓ 8418.99	8418.30 ↓ 8418.99	(同左)				
84.29		ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー(自走式のものに限る。) - ブルドーザー及びアングルドーザー			84.29		ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー(自走式のものに限る。) - ブルドーザー及びアングルドーザー				
8429.11 ↓ 8429.30 8429.40	200 300 900	(省略) - 突固め用機械及びロードローラー - タイヤ式のもの - 振動式のもの - その他のもの - メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	NO NO NO	KG KG KG	8429.11 ↓ 8429.30 8429.40	100 210 220 290	- 突固め用機械及びロードローラー - - 突固め用機械 - - ロードローラー - - タイヤ式のもの - - 振動式のもの - - その他のもの - メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー	NO NO NO NO NO	KG KG KG KG KG		
8429.51 ↓ 8429.59		(省略)			8429.51 ↓ 8429.59		(同左)				

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
84.50	家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。) - 洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。) - - 全自動のもの - - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) - - - その他のもの		84.50 8450.11 100 900	84.50 8450.11 000 NO NO	家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。) - 洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。) - - 全自動のもの - - - その他のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに限る。)	
8450.11						NO
8450.12	- - その他のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに限る。) - - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) - - - その他のもの		8450.12 100 900	8450.12 000 NO NO	- - その他のもの(遠心式脱水機を自蔵するものに限る。)	NO
8450.19	- - その他のもの - - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) - - - その他のもの		8450.19 100 900	8450.19 000 NO NO	- - その他のもの	NO
8450.20	(省略)			8450.20	(同左)	
8450.90	(省略)			8450.90	(同左)	
84.52	ミシン(第84.40項の製本ミシンを除く。)ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー		84.52		ミシン(第84.40項の製本ミシンを除く。)ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	
8452.10	(省略) - その他のミシン		8452.10		(同左) - その他のミシン	
8452.21	- - 自動式のもの - - - 単針直線縫いのもの	NO KG	8452.21		- - 自動式のもの - - - 単針直線縫いのもの	
100						

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
8452.29 ↓ 8452.90	200 900 (省略)	- - - オーバーロックミシン - - - その他のもの	NO NO	K G K G	110 190 200 900 8452.29 ↓ 8452.90 84.71	- - - - 織物用のもの - - - - その他のもの - - - オーバーロックミシン - - - その他のもの (同左)	NO NO NO NO	K G K G K G K G	
84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） (省略)				8471.30 ↓ 8471.50 8471.60 8471.70 ↓ 8471.90 85.01	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） (同左)			
8471.30 ↓ 8471.50 8471.60 000	- 入力装置及び出力装置(同一のハウジングに記憶装置を収納しているかしないかを問わない。)		NO		8471.50 8471.60 210 220 900 8471.70 ↓ 8471.90 85.01	- 入力装置及び出力装置(同一のハウジングに記憶装置を収納しているかしないかを問わない。) - 表示装置 - - 液晶式のもの - - その他のもの - - その他のもの (同左)	NO NO NO		
8471.70 ↓ 8471.90	(省略)					電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除			

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
8501.10 ↓	く。) (省略)			8501.10 ↓		く。) (同左)			
8501.34	- その他の単相交流電動機			8501.34		- その他の単相交流電動機			
8501.40 200	<u>- 出力が70ワット以下のもの</u>	NO	K G	8501.40 100		<u>- ミシン用のもの</u>	NO	K G	
300	<u>- 出力が70ワットを超えるもの</u>	NO	K G	910		<u>- その他のもの</u>	NO	K G	
				920		<u>- - 出力が70ワット以下のもの</u>	NO	K G	
						<u>- - - 出力が70ワットを超えるもの</u>	NO	K G	
						- その他の多相交流電動機			
8501.51 ↓	- その他の多相交流電動機 (省略)			8501.51 ↓		(同左)			
8501.64				8501.64					
85.04	トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えれば、整流器)及びインダクター			85.04		トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えれば、整流器)及びインダクター			
8504.10 000	- 放電管用安定器 - トランスフォーマー(絶縁性の液体を使用するものに限る。)	NO	K G	8504.10 000		- 放電管用安定器 - トランスフォーマー(絶縁性の液体を使用するものに限る。)	NO	K G	
8504.21 ↓	(省略)			8504.21 ↓		(同左)			
8504.23				8504.23					
8504.31 200	- その他のトランスフォーマー <u>- 容量が1キロボルトアンペア以下のもの</u>	NO	K G	8504.31 100		<u>- その他のトランスフォーマー</u> <u>- - 容量が1キロボルトアンペア以下のもの</u>	NO	K G	
900	<u>- - - 計器用変成器</u> <u>- - - その他のもの</u>	NO	K G	200		<u>- - - 中間周波変成器及び高周波変成器</u> <u>- - - 計器用変成器</u>	NO	K G	

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
8504.32 ↓ 8504.90	(省略)		8504.32 ↓ 8504.90	900 - - - その他のもの (同左)	NO KG	
85.28	<u>モニター及びビデオプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)</u> <u>- 陰極線管モニター</u> <u>- - 第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u> <u>- - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- その他のモニター</u> <u>- - 第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u> <u>- - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)</u> <u>- - - その他のもの</u>		85.28	<u>モニター及びビデオプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)</u> <u>- 陰極線管モニター</u> <u>- - 第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- その他のモニター</u> <u>- - 第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u>	NO	
8528.41			8528.41	000		
100		NO				
900		NO				
8528.49			8528.49	000		
100		NO				
900		NO				
8528.51			8528.51	000		
100		NO				
900		NO				

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
8528.59	- - その他のもの 100 - - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO	8528.59 000	- - その他のもの	NO	
	900 - - - その他のもの - プロジェクター	NO		- プロジェクター		
8528.61	000 - - 第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	NO	8528.61 000	- - 第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	NO	
8528.69	000 - - その他のもの - テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)	NO	8528.69 000	- - その他のもの - テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)	NO	
8528.71	000 - - ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの	NO	8528.71 000	- - ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの	NO	
8528.72	- - その他のもの(カラーのものに限る。) - - - 液晶式のもの 110 - - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO	8528.72 100	- - その他のもの(カラーのものに限る。) - - - 液晶式のもの	NO	
	190 - - - その他のもの - - - プラズマ式のもの	NO	200	- - - プラズマ式のもの	NO	
	210 - - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO				
	290 - - - その他のもの - - - その他のもの	NO	900	- - - その他のもの	NO	
	910 - - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO				
	990 - - - その他のもの	NO				

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
8528.73	- - その他のもの(白黒その他のモノクロームのものに限る。) - - - 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) - - - その他のもの		NO	8528.73	000	- - その他のもの(白黒その他のモノクロームのものに限る。)		NO	
100			NO						
900			NO						
90.06	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)			90.06		写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)			
9006.10	(省略)			9006.10		(同左)			
9006.40				9006.40					
9006.51	- その他の写真機 - - 一眼レフックスのもの(幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。)	000	NO	9006.51	000	- その他の写真機 - - 一眼レフックスのもの(幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。)		NO	
9006.52	- - その他のもの(幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。) - - フィルムを交換する機能を有しないもの(幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)			9006.52		- - その他のもの(幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。) - - - 幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するもの			
100			NO						
900	- - - その他のもの		NO	100		- - - フィルムを交換する機能を有しないもの		NO	
				200		- - - - その他のもの		NO	
				900		- - - その他のもの		NO	
9006.53	(省略)			9006.53		(同左)			
9006.69	- 部分品及び附属品 - - 写真機用のもの			9006.69		- 部分品及び附属品 - - 写真機用のもの			
9006.91	000	K G		9006.91					

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
9006.99	000	- - その他のもの	K G	9006.99	100 900 000	- - - 三脚 - - - その他のもの - - その他のもの	NO	K G K G K G	
90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)		90.08		投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。)			
9008.10		(省略)		9008.10		(同左)			
9008.20		(省略)		9008.20		(同左)			
9008.30	000	- その他の投影機	NO K G	9008.30	100 900	- その他の投影機 - - オーバーヘッドプロジェクター - - その他のもの	NO	K G NO K G	
9008.40		(省略)		9008.40		(同左)			
9008.90		(省略)		9008.90		(同左)			
90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤)並びに手持ち式の測長用具(例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。)		90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤)並びに手持ち式の測長用具(例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。)			
9017.10	1	(省略)		9017.10	1	(同左)			
9017.30				9017.30					
9017.80		- その他の機器		9017.80		- その他の機器			
	200	- - 巻尺	NO K G		100	- - 電気式のもの	NO	K G	
	900	- - その他のもの	NO K G		920	- - その他のもの - - - 巻尺	NO	K G	

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
9017.90	(省略)			9017.90	990	- - - その他のもの (同左)	NO	KG	
92.07	電気的に音を発生し又は増幅する楽器(例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)			92.07		電気的に音を発生し又は増幅する楽器(例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン)			
<u>9207.10</u> 000	<u>- 鍵盤楽器(アコーディオンを除く。)</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>9207.10</u>	<u>100</u>	<u>- 鍵盤楽器(アコーディオンを除く。)</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
					<u>900</u>	<u>- - 電気ピアノ</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
9207.90	(省略)			9207.90		(同左)			
96.06	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及び プレスマット並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む。)並びにボタンのプランク			96.06		ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及び プレスマット並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む。)並びにボタンのプランク			
9606.10	(省略)			9606.10		(同左)			
9606.22				9606.22					
<u>9606.29</u> 000	<u>- - その他のもの</u>	<u>GS</u>	<u>KG</u>	<u>9606.29</u>	<u>100</u>	<u>- - その他のもの</u>	<u>GS</u>	<u>KG</u>	
					<u>900</u>	<u>- - - 貝殻製のもの</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>GS</u>	<u>KG</u>	
9606.30	000	(省略)		9606.30	000	(同左)			
96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を 有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、 シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーそ の他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品 (キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09			96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を 有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、 シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーそ の他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品 (キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09			

2008年 輸出統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号		品名	単位		
9608.10	項の物品を除く。)			9608.10		項の物品を除く。)			
9608.20	(省略) - フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペ ン及びマーカー	NO		9608.20	100 900	(同左) - フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペ ン及びマーカー	NO	NO	
9608.31	- 万年筆その他のペン			9608.31		- - 万年筆型又は鉛筆型のもの - - その他のもの - 万年筆その他のペン			
{				{		(同左)			
9608.99	(省略)			9608.99					
96.09	鉛筆(第96.08項のシャーブペンシルを除く。)、ク レヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラ ースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			96.09		鉛筆(第96.08項のシャーブペンシルを除く。)、ク レヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラ ースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			
9609.10	- 鉛筆及びクレヨン(硬いさやの中にしんを入れたも のに限る。) - - 黒しんのもの - - その他のもの	K G KG		9609.10	110 190 200	- - 鉛筆 - - 黒色しんのもの - - その他のもの - - クレヨン	GS GS KG	KG KG KG	
9609.20	- 鉛筆のしん(色を問わない。)	K G		9609.20	000	- 鉛筆のしん(色を問わない。)	KG		
9609.90	- その他のもの	K G		9609.90	000	- その他のもの	KG		

2008年 輸入統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
05.04			05.04			
0504.00	<u>動物(魚を除く。)の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)</u>		0504.00	<u>動物(魚を除く。)の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)</u>		
	<u>- 腸</u>			<u>- 腸</u>		
011	<u>-- ソーセージケーシング用のもの</u>	K G	011	<u>-- ソーセージケーシング用のもの</u>	K G	
	<u>-- その他のもの</u>			<u>-- その他のもの</u>	K G	
012	<u>-- - 牛のもの</u>	K G	090	<u>- その他のもの</u>	K G	
019	<u>-- - - その他のもの</u>	K G				
	<u>- その他のもの</u>					
091	<u>-- - 牛のもの</u>	K G				
099	<u>-- その他のもの</u>	K G				
07.04	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		07.04	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		
0704.10	(省略)		0704.10	(同左)		
0704.20	(省略)		0704.20	(同左)		
0704.90	<u>- その他のもの</u>		0704.90	<u>- その他のもの</u>		
010	<u>-- プロッコリー</u>	K G	010	<u>-- プロッコリー</u>	K G	
020	<u>-- 結球キャベツ</u>	K G				
030	<u>-- はくさい</u>	K G				
090	<u>-- - その他のもの</u>	K G	090	<u>-- - その他のもの</u>	K G	
15.20			15.20			

2008年 輸入統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
1520.00	000	グリセリン(粗のものに限る。) グリセリン水及びグリセリン廃液	K G	1520.00	グリセリン(粗のものに限る。) グリセリン水及びグリセリン廃液	K G			
17.04		砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。) (省略)		17.04	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。) (同左)				
1704.10		- その他のもの		1704.10	- その他のもの				
1704.90	100	- - 甘草エキス(菓子にしたものを除く。) - - その他のもの	K G	1704.90	- - 甘草エキス(菓子にしたものを除く。) - - その他のもの	K G			
	210	- - - キャンデー類	K G	210	- - - キャンデー類	K G			
	220	<u>キャラメル</u>	K G	220	<u>キャラメル</u>	K G			
	230	<u>ホワイトチョコレート</u>	K G						
	290	- - - その他のもの	K G	290	- - - その他のもの	K G			
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) - ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)		20.08	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) - ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)				
2008.11		(省略)		2008.11	(同左)				
2008.19		- - その他のもの(混合したものを含む。) - - - 砂糖を加えたもの - - - パルプ状のもの	K G	2008.19	- - その他のもの(混合したものを含む。) - - - 砂糖を加えたもの - - - パルプ状のもの				
	110								

2008年 輸入統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
	- - - - その他のもの (省略)		111 119	- - - - ナット - - - - その他のもの - - - - その他のもの (同左)	K G K G	
211	- - - - その他のもの	K G	211	- - - - その他のもの	K G	
	- - - - パルプ状のもの			- - - - パルプ状のもの		
219	- - - - カシューナット(いつたものを除く。) - - - - その他のもの	K G	212	- - - - カシューナット(いつたものを除く。) - - - - その他のもの - - - - カシューナット(いつたものに限る。) マカダミアナット、ココヤシの実、プラ ジルナット、パラダイスナット及びヘー ゼルナット - - - - その他のもの	K G K G	
	- - - - その他のもの (省略)		219	- - - - その他のもの (同左)	K G K G	
2008.20 ↓ 2008.99	(省略)	2008.20 ↓ 2008.99		(同左)		
22.04	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶど うから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第 20.09項のものを除く。)	22.04		ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶど うから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第 20.09項のものを除く。)		
2204.10	(省略) - その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添 加により発酵を止めたもの	2204.10		(同左) - その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添 加により発酵を止めたもの		
2204.21	(省略)	2204.21		(同左)		

2008年 輸入統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
2204.29	(省略)			2204.29	(同左)				
2204.30	- その他のぶどう搾汁			2204.30	- その他のぶどう搾汁				
	- - アルコール分が1%未満のもの				- - アルコール分が1%未満のもの				
	- - - 砂糖を加えたもの				- - - 砂糖を加えたもの				
	111 - - - しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L	K G	111	- - - しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	L			
	119 - - - その他のもの	L	K G	119	- - - その他のもの	L			
	(省略)				(同左)				
22.06				22.06					
2206.00	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)			2206.00	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)				
	100 - アルコール分が1%未満のもの	L	K G	100	- アルコール分が1%未満のもの	L			
	(省略)				(同左)				
22.08				22.08					
2208.20	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			2208.20	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料				
2208.70	(省略)			2208.70	(同左)				
2208.90	- その他のもの			2208.90	- その他のもの				
	- - エチルアルコール及び蒸留酒				- - エチルアルコール及び蒸留酒				
	(省略)				(同左)				

2008年 輸入統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
	- - その他のアルコール飲料			220	- - その他のアルコール飲料				
	- - - 合成清酒及び白酒			220	- - - 合成清酒及び白酒				
	<u>230</u> - - - 果汁をもととした飲料(アルコール分が1%未満のものに限る。)	L	K G	<u>230</u>	<u>- - - 果汁をもととした飲料(アルコール分が1%未満のものに限る。)</u>				
	240 - - - その他のもの	L	L	240	- - - その他のもの				
37.02	感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)			37.02	感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。)及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)				
3702.10	(省 略)			3702.10	(同 左)				
3702.51				3702.51					
3702.52	<u>- - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの</u> <u>- - 映画用フィルム</u>			3702.52	<u>- - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの</u> <u>- - 映画用フィルム</u>				
010	<u>- - - 反転現像方式のもの</u>	S M	M	010	<u>- - - 反転現像方式のもの</u>				
020	<u>- - - その他のもの</u>	S M	M		<u>- - - その他のもの</u>				
090	<u>- - - その他のもの</u>	S M	M	021	<u>- - - - ネガ用のもの</u>				
				029	<u>- - - - その他のもの</u>				
				030	<u>- - - - その他のもの</u>				
				090	<u>- - - その他のもの</u>				
3702.53	<u>000 - - 幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの(スライド用のものに限る。)</u>	S M	M	3702.53	<u>- - 幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートル以下のもの(スライド用のものに限る。)</u>				

2008年 輸入統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧			
統計番号	品名	単位	統計番号	品名	単位	
3702.54 ↓ 3702.95	(省略)		3702.54 ↓ 3702.95	010 090 - - - 幅が35ミリメートルのもの - - - その他のもの (同左)	SM SM M M	
44.03	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)		44.03	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。)		
4403.10 ↓ 4403.92 <u>4403.99</u>	(省略) - - その他のもの - - - 桐のもの(粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。) - - - その他のもの		4403.10 ↓ 4403.92 4403.99	- - その他のもの - - - 桐のもの - - - - 粗く角にし又は太鼓落としたもの - - - - その他のもの - - - - ふたばがき科のもの - - - - その他のもの - - - - つけたがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの - - - - その他のもの	CM CM CM CM CM CM CM CM	
100 910 920 990		CM	110 190 200 310 390			
44.19 4419.00 110	木製の食卓用品及び台所用品 - 割りばし - - 竹製のもの	TH KG	44.19 4419.00 010 020	木製の食卓用品及び台所用品 - 割りばし - その他のもの	TH KG	

2008年 輸入統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
	190 <u>- その他のもの</u>		TH KG						
	900 <u>- その他のもの</u>		KG						
44.21	その他の木製品			44.21	その他の木製品				
4421.10	000 - 衣類用ハンガー	KG	KG	4421.10 000	- 衣類用ハンガー	KG			
<u>4421.90</u>	<u>- その他のもの</u>			<u>4421.90</u>	<u>- その他のもの</u>				
	100 <u>-- 竹製のくし</u>		KG	020	<u>-- マッチの軸木</u>	KG			
	200 <u>-- マッチの軸木</u>		KG	010	<u>-- その他のもの</u>				
	<u>-- その他のもの</u>				<u>-- カリん、つげ、たがやさん、紅木、したん又は</u>				
	910 <u>-- カリん、つげ、たがやさん、紅木、したん又は</u>		KG		<u>こくたん(しまこくたんを除く。)のもの</u>	KG			
	<u>こくたん(しまこくたんを除く。)のもの</u>				<u>-- その他のもの</u>				
	<u>-- その他のもの</u>			091	<u>-- 竹製の串</u>	KG			
	920 <u>-- 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子</u>		KG	092	<u>-- 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子</u>	KG			
	<u>又はうちわの骨又は柄の部分品</u>				<u>又はうちわの骨又は柄の部分品</u>	KG			
	<u>-- その他のもの</u>			099	<u>-- その他のもの</u>	KG			
	991 <u>-- 縦にひいた木材をはぎ合わせたもの(縦縫</u>		CM KG						
	<u>ぎしたものであるかないかを問わない。)</u>								
	999 <u>-- その他のもの</u>		KG						
84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）			84.71	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）				
8471.30	(省略)			8471.30	(同左)				
8471.50				8471.50					

2008年 輸入統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新				旧					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
8471.60	000	- 入力装置及び出力装置(同一のハウジングに記憶装置を収納しているかしないかを問わない。)	NO	8471.60	- 入力装置及び出力装置(同一のハウジングに記憶装置を収納しているかしないかを問わない。)	NO			
				010	- 表示装置	NO			
				020	- - 液晶式のもの	NO			
				099	- - その他のもの	NO			
				8471.70	- - その他のもの	NO			
8471.70	§	(省略)		§	(同左)				
8471.90				8471.90					
90.06		写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)		90.06	写真機(映画用撮影機を除く。)並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除く。)				
9006.10	§	(省略)		9006.10	(同左)				
9006.40				§					
		- その他の写真機		9006.40	- その他の写真機	NO	K G		
9006.51	000	- - 一眼レフレックスのもの(幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。)	NO	K G	- - 一眼レフレックスのもの(幅が35ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。)	NO	K G		
9006.52		- - その他のもの(幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。)		9006.51	000	- - その他のもの(幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。)	NO	K G	
	010	- - - フィルムを交換する機能を有しないもの(幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。)		9006.52		- - - 幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するもの			
	090	- - - その他のもの	NO	K G	010	- - - - フィルムを交換する機能を有しないもの	NO	K G	
					020	- - - - その他のもの	NO	K G	
9006.53			NO	K G	090	- - - - その他のもの	NO	K G	
				9006.53					

2008年 輸入統計品目表改正

平成19年12月財務省告示第422号

新			旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
↓ 9006.99	(省略)			↓ 9006.99	(同左)		